

就学援助制度のご案内（随時申請のお知らせ）

岩沼市教育委員会では、経済的な理由により小学校・中学校に通学するお子さんの就学にお困りで援助を希望する保護者の方に対して、学用品費や校外活動費、給食費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度を実施しております。

申請は随時受け付けておりますので、今年度あらたに就学援助制度の利用を希望する方は、下記により申請されますようお願いいたします。

世帯の収入状況等により申請しても認定にならない場合がありますので、予めご承知願います。

記

1 就学援助を受けられる方

岩沼市に住所を有するか、または岩沼市が設置する小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次のいずれかの申請理由に該当する世帯の方です。

- ・生活保護が停止または廃止となった世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯
- ・生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- ・国民年金保険料が免除されている世帯
- ・国民健康保険税が減免されている世帯（軽減ではありません）
- ・個人の事業税・固定資産税・市民税が減免されている世帯（家屋新築による固定資産税等の減免は対象外です）
- ・東日本大震災により家屋が半壊以上の判定を受け、かつ震災により所得が減少し経済的に就学困難であると認められる世帯
- ・その他経済的理由

※岩沼市以外の小中学校へ就学している場合は、教育委員会へご相談ください。

2 援助の内容

対象となる学用品費等、新入学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費、オンライン学習通信費の一部を援助します。

※他市町村から、岩沼市立小中学校へ区域外就学する場合は、援助内容が異なりますので、教育委員会へご相談ください。

（裏面に続く）

3 提出書類

就学援助費受給申請書に必要書類を添えて在籍の小中学校へ提出してください。

各種申請書類は各学校および岩沼市教育委員会に備え付けてあります。

○就学援助費受給申請書

○（下記に該当がある場合）申請理由を証明する書類の写し

児童扶養手当証書、生活福祉資金貸付決定通知書、東日本大震災のり災証明書（半壊以上）、市税や国民健康保険税、国民年金の減免決定通知書等

○「銀行等口座振込依頼書 兼学校長からの現金受領同意書・委任状」

○通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義（カタカナ）等が確認できる部分）

○（前年度1月1日時点で岩沼市内在住でなかった場合）前年中の世帯の収入状況のわかる書類の写し（18歳以上の世帯全員分）

源泉徴収票・確定申告書の控えの写し、住民税申告書の写し 等

※兄弟が同一の学校に在籍する場合は一つの申請書にて申請することができます。

4 その他

- ・すでに今年度の就学援助費の認定を受けている方は、再度の申請は不要です。
- ・就学援助認定の可否については、在籍小中学校を通じて保護者へ通知します。
- ・生活保護を受給している方は、生活保護費に就学に係る費用が含まれていますので、就学援助の申請は不要です。

5 問い合わせ先

在籍小中学校の就学援助事務担当者

岩沼市教育委員会学校教育課 （電話：23－0728）